

## 農業生産技術管理学会役員選出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農業生産技術管理学会会則第7条第3項の規程に基づき、農業生産技術管理学会の役員を選出に関し必要な事項を定める。

(評議員の選挙資格者及び被選挙資格者)

第2条 評議員の選挙資格者及び被選挙資格者は、正会員であつて、選挙管理委員会が設置された時点までにその年度の会費を完納した者とする。ただし、長期外国在住者は、選挙資格者及び被選挙資格者とししないものとする。

(評議員の定数)

第3条 評議員の定数(50名以内)は、前条の選挙資格者及び被選挙資格者の決定と同時に、評議員会において各地区在住正会員数に応じて比例配分することを原則とする。ただし、各地区に最低1名を割り当てるものとする。

2 各地区とは、次の7地区をいう。

北海道・東北地区(北海道, 青森, 岩手, 山形, 秋田, 宮城, 福島)

関東地区(茨城, 群馬, 栃木, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 山梨)

中部地区(長野, 新潟, 富山, 石川, 福井, 静岡, 岐阜, 愛知, 三重)

近畿地区(滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山)

中国地区(鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口)

四国地区(徳島, 香川, 愛媛, 高知)

九州・沖縄地区(福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄)

(評議員の選出方法)

第4条 評議員の選出は、郵送投票による選挙により行うものとする。

2 会長は、評議員選挙の責任者となり、選挙管理委員会を設置し、選挙資格者及び被選挙資格者名簿の確定、当該名簿及び投票用紙の有権者への送付、投票用紙の回収、開票等の選挙事務を行うものとする。

3 投票の方法は、全地区の定数までを選出するものとする。

4 次の投票は、無効とする。

(1) 地区ごとの定数を超えたもの。

(2) 郵便消印によって発送が期日に遅れたものと認められるもの。

(3) 投票用紙、封筒等が本会所定のものでないもの。

(評議員の当選者の決定)

第5条 当選者の決定は、次の方法によるものとする。

(1) 得票の最多数のものから順次当選者を定める。

(2) 得票数が同数の場合は、年長順によるものとする。

(3) 評議員に欠員を生じ、前任者の残任期間が1年を越えるときは、当該地区の補欠当選者を選任し、会長がその結果を当選者に通知する。補欠当選についてもこれを準用する。

(4) 現評議員が当該地区を異動した場合は、次点者が残任期間を務める。

(監事の選出)

第6条 会長は、正会員の中から監事候補を推薦し、評議員会で選出する。

2 監事の定数は、2名とする。

(副会長等の選出方法)

第7条 会長は、正会員の中から副会長候補2名以内を推薦し、評議員会で選出する。

(編集委員長、編集幹事の選出)

第8条 編集委員長と編集幹事は編集委員会にて選出し、評議員会を経て、会長が委嘱する。

(庶務幹事、会計幹事の選出)

第9条 庶務幹事および会計幹事は評議員会の議を経て、会長が委嘱する。

(会長の選挙資格者及び被選挙資格者)

第10条 会長の選挙資格者及び被選挙資格者は、正会員であって、選挙管理委員会が設置された時点までにその年度の会費を完納した者とする。ただし、長期外国在住者は、選挙資格者及び被選挙資格者とししないものとする。

(会長の選出方法及び当選者の決定)

第11条 会長の選出は、郵送投票による選挙により行うものとする。

2 会長は、選挙管理委員会を設置し、選挙事務の運営にあたるものとする。

3 選挙は、単記無記名投票とする。

4 前項の選挙の結果、最多得票者をもって当選者とする。ただし、最多得票者が2名以上の場合、最年長者を当選者とする。

(選挙結果の報告等)

第12条 役員選挙の結果は、総会において報告するとともに学会誌において告示するものとする。

(規程の改正等)

第13条 この規程を改正するときは、評議員会において承認を得なければならない。

2 この規程を改正したときは、学会誌において告示するものとする。

## 附 則

この規程は、平成 7年 7月 17日から実施する。

この規程は、平成 11年 8月 6日から実施する。

この規程は、平成 14年 9月 5日から実施する。

この規程は、平成 20年 9月 13日から実施する。

この規程は、平成 22年 10月 31日から実施する。

この規程は、平成 24年 10月 28日から実施する。